

警戒区域から中通りに避難した家族につき、子の発達障害及び子に対する両親の介護負担を考慮して、避難による日常生活阻害慰謝料が増額された事例。

和解契約書

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下、「本件」という。）について、申立人X 1、同X 2及び同X 3（以下、申立人3名を「申立人ら」という。）と被申立人東京電力株式会社（以下、「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

第1 和解の範囲

申立人らと被申立人とは、本件事故に関し、下記期間に対する下記損害項目について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力が及ばず、下記期間後に生じた損害に関する申立人らの損害賠償請求権は消滅しないことを相互に確認する。

記

損害項目	精神的損害
期 間	平成23年3月1日から平成24年2月29日まで

第2 損害金額

被申立人は、申立人らに対し、第1記載の損害項目及び期間についての和解金として、金1,364,000円の支払義務があることを認める。

（内訳）	（1）申立人X 1	金372,000円
	（2）申立人X 2	金372,000円
	（3）申立人X 3	金620,000円

第3 支払方法

（省略）

第4 確認事項

申立人らと被申立人は、第1項に掲げる損害項目については、本和解に定める金額を超える部分につき本和解の効力が及ばず、申立人らが被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げないことを相互に確認する。

第5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人が署名（記名）押印の上、各自1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成24年12月17日

（仲介委員 篠崎正巳）